

旅行業の更新登録の申請について

1 更新登録の申請

有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者が、有効期間の更新の登録を受けるために登録行政庁に対して行う申請で、有効期間の満了の日の2か月前までに行わなければなりません。

(1) 有効期間

第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年と規定されています。(有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日から起算されます。)

(2) 申請先

この申請は、「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に、**更新登録申請書に必要書類**を添付して千葉県知事（県担当課）に提出してください。(詳細は「8 更新登録申請に係る手続の流れ」参照)

(3) 旅行業者代理業

旅行業者代理業に有効期間の定めはないので、更新登録の申請は不要です。

2 更新登録の拒否【旅行業法第6条第1項】

申請者が次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前日60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。(8)において同じ。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)～(4)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち(1)～(4)まで又は(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- (11) 省略

3 更新登録申請の基準資産額【旅行業法施行規則第3条及び第4条】

(1) 基準資産額

旅行業者が財産的基礎を有しているかを判断するために、個人の場合は「財産に関する調書」を、法人の場合は「最近の事業年度における貸借対照表」を基に算定されるもので、この額が第二種旅行業は700万円以上、第三種旅行業は300万円以上、地域限定旅行業は100万円以上でなければ、登録が拒否されます。

(2) 基準資産額の算定方法

資産の総額から創業費その他の繰延資産、営業権、不良債権、負債の総額及び営業保証金又は弁済業務保証金分担金を減じた額が**基準資産額**になります。

	円 (資産の総額)
－)	円 (創業費その他の繰延資産)
－)	円 (営業権)
－)	円 (不良債権)
－)	円 (負債の総額)
－)	円 (営業保証金又は弁済業務保証金分担金)
	円 (基準資産額)

4 営業保証金及び弁済業務保証金分担金

旅行業者は、営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金の納付をしています。

(1) 基準資産額との関係

基準資産額の算定において、「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」は、(2)の供託額又は納付額を用います。

ただし、個人の場合で、「財産に関する調書」の「資産の総額」に「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」が含まれていないときは、「営業保証金又は弁済業務保証金分担金」を「0円」として基準資産額を算定します。

(2) 供託額及び納付額

営業保証金は旅行業法施行規則別表により、弁済業務保証金分担金は弁済業務規約別表により、その供託額又は納付額が決定されます。

なお、当該表における「旅行業務に関する旅行者との取引の額」は、最近の**取引額報告書**に記載された「取引額」の「合計」を用います。

また、現在の弁済業務保証金分担金の納付額は、営業保証金の供託額の5分の1の額となっています。

5 更新登録申請の登録手数料

更新登録申請の登録手数料は、**17,000円分の千葉県収入証紙**で納付していただきます。(収入印紙ではありません。)

千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。

6 更新登録申請の基準資産額、営業保証金、弁済業務保証金分担金及び登録手数料

	基準資産額	営業保証金	弁済業務 保証金分担金	登録手数料
第二種旅行業	700万円以上	1,100万円 (取引額7億円未満)	220万円	17,000円
第三種旅行業	300万円以上	300万円 (取引額2億円未満)	60万円	
地域限定旅行業	100万円以上	15万円 (取引額400万円未満)	3万円	
旅行業者代理業 (参考)		規定なし		申請不要

「前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額」によって、営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は異なります。

7 旅行業務取扱管理者の選任【旅行業法第11条の2】

営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者（海外旅行を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者）を選任しなければなりません。

また、他の営業所との兼任はできません。

なお、旅行部門（組織）の従業員数がおおむね10名以上の営業所において1人の旅行業務取扱管理者では管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

8 更新登録申請に係る手続の流れ

旅行業協会に加入しているときは、当該協会に事前相談をお勧めします。

(1)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） 「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に提出書類を準備し、県担当課に連絡して提出日時を調整
(2)	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） <u>更新登録申請書（手数料：17,000円分の千葉県収入証紙）</u> （※）に必要書類を添付して提出（郵送不可） お話を伺いながら提出書類を確認させていただきます。（誤りがあった場合、訂正印が必要になることがありますので、 <u>更新登録申請書</u> に使用した代表者印を御持参ください。）
(3)	千葉県知事（県担当課） 申請内容を審査し、拒否要件に該当しなければ、旅行業者登録簿に登録
(4)	千葉県知事（県担当課） ⇒ 申請者 登録通知、登録簿の写し等を交付

※ 千葉県収入証紙（収入印紙ではありません）は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。